

船橋市公共建築物等における木材利用促進方針

(目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森第2205号）に則して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域産材を利用した木造化・木質化等を促進することにより、船橋市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築、改築及び修繕をいう。（大規模修繕を含む）
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、小屋組み等）の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、千葉県内の森林から産出された木材を中心とし、原則として「ちばの木認証制度」等により合法性等が証明された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、森林環境譲与税等を有効活用し、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における木材の利用に努めるものとする。また、森林資源の有効活用のため、木質バイオマスエネルギーの利用に努めるものとする。

なお、木材の利用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）、木質耐火部材等、新たな木質部材としての活用についても検討するものとする。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築に当たっては、別表1に該当する公共建築物のうち、次の各号に掲げるものを除く低層の公共建築物について、木造化を図ることに努めるものとする。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化が困難な施設。
- (2) 著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない施設。
- (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。
- (4) その他、木造化が困難と認められる施設。

2 市有施設の建築に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げる部分を中心に、極力内装などについて木質化の促進を図るものとする。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、可能な限り地域産材の使用に努めるものとする。

(市施工土木工事の木材利用)

第5 市施工土木工事においては、木材及び木材を用いた製品の使用に努めるものとし、この場合において地域産材又は再生木材の使用に努めるものとする。

(市有施設の備品及び消耗品)

第6 市有施設において使用される机、椅子等の備品及び文具類等の消耗品は、木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(市有施設の暖房器具等)

第7 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、燃料の供給体制や維持管理の必要性に考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(PR及び普及)

第8 市は、市有施設の建築及び市施工土木工事、市有施設において使用される机、椅子等の備品及び文具類等の消耗品における木材の利用の促進の意義等について、市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(コスト縮減への留意)

第9 この方針の運用に当たっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第10 この方針は、令和2年9月1日から適用する。

別表1 木造化・木質化する市有施設

種類	具体的事例
庁舎施設	本庁舎、出張所、連絡所等
保健・福祉施設	保健所、老人福祉センター、障害者福祉施設、病院等
環境施設	霊園、清掃工場、公衆便所等
産業施設	農業センター、市場
スポーツ・レジャー施設	総合体育館、武道センター等
市営住宅	市営住宅
消防・防災施設	消防署所、分団器庫、防災倉庫等
学校施設	小学校、中学校、特別支援学校等
社会教育施設	文化ホール、図書館、公民館等
その他施設	駐輪場、自治会館等

別表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
庁舎施設	エントランスホール ロビー 廊下 会議室又は 研修室 食堂等	事務室、応接室等
保健・福祉施設		病室、娯楽室、リハビリ室、面談室等
環境施設		観測室等
産業施設		調査室等
スポーツ・レジャー施設		武道場等
市営住宅		居室等
消防・防災施設		事務室、応接室等
学校施設		教室、職員室、図書室、部室、体育館等
社会教育施設		ホール、図書室等
その他施設		集会室等